



令和2年(2020年)

5月20日号No.1175

ホームページ

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/>

Eメール

ofunato@city.ofunato.iwate.jp

大船渡

—お知らせ版—

編集・発行／大船渡市企画政策部秘書広報課(〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地 ☎0192⑦3111 FAX0192③4477)

新型コロナウイルス

感染症対策

市内事業者などへの支援策

広報5月8日号では、新型コロナウイルス感染症対策に
関し、事業者や生活困窮者
に対する市独自の支援策をお知
らせしたところです。

5月4日に国が発表した緊
急事態宣言の5月31日までの
延長を受け、市は、市内経済
活動や市民生活への影響の長
期化が懸念されることから、
事業者向け支援のほか、市民
生活向け支援に取り組むこと
としたのでお知らせします。
※本支援策の内容は、5月14
日時点のものであり、今後
の情勢の変化などにより変
更となる場合があります。

市内事業者への支援策

大船渡市中小企業 事業継続支援金

▽追加業種Ⅱ製造業、道路貨
物運送業、水運業、倉庫業、
運輸に付随するサービス業、

卸売業、小売業、生活関連
サービス業、娯楽業、その
他の教育・学習支援業
▽既に指定されている業種Ⅱ
道路旅客運送業、宿泊業、
飲食店、持ち帰り・配達飲
食サービス業、旅行業、旅
行業者代理業、運送代行業
▽補助額Ⅱ定額30万円(1回
限り)

▽条件Ⅱ感染症の影響により
売上高が減少していること
(4月から6月までのいず
れか1月の売上高が前年同
月と比較して減少)

▽申請期限Ⅱ7月31日(金)
▽問い合わせ先Ⅱ商工課(☎
内線109・111)

地域企業経営継続 支援事業費補助金

支援事業費補助金

▽対象Ⅱ大船渡市内に主たる
事業所を有する中小企業
▽対象業種Ⅱ小売業、飲食業、
宿泊業、サービス業

▽補助額Ⅱ上限10万円(補助
対象者が支払う家賃の2分
の1以内)

▽条件Ⅱ感染症の影響により
売上高が50%以上減少して
いる場合または、休業した
事業者であって、今後売上
高が50%以上減少すること
が見込まれる場合
▽対象期間Ⅱ4月以降の連続
する3カ月間

▽問い合わせ先Ⅱ商工課(☎
内線109・111)

新型コロナウイルス 感染症対策緊急雇用 助成事業費補助金

▽対象Ⅱ国の雇用調整助成金
を活用した中小企業
▽補助額Ⅱ従業員の解雇など
をしなかった場合の事業主
負担分(10分の1または9
25円のいずれか低い額)
相当額

▽条件Ⅱ国の雇用調整助成金
を活用し、かつ従業員の解
雇などをしていないこと
▽対象期間Ⅱ4月1日(水)か
ら6月30日(火)まで
▽問い合わせ先Ⅱ商工課(☎
内線109・111)

▽給付額Ⅱ法人200万円、
個人事業主100万円
▽給付対象Ⅱ農業、漁業、飲
食業、小売業、宿泊業、製
造業など幅広い業種で事業
収入を得ている法人・個人

▽給付要件
・新型コロナウイルス感染症
の影響により、1月の売り
上げが前年同月比で50%以
上減少している事業者
・2019年以前から事業に
よる収入を得ており、今後
も事業を継続する意思があ
る事業者
・法人の場合で、資本金の額
または出資の総額が10億円
未満または右記の定めがな
い場合、常時使用する従業
員の数が2千人以下である
事業者
※要件に当てはまらない場合
は、問い合わせ窓口にご相談
してください。

▽申請期限Ⅱ令和3年1月15
日(金)
▽申請方法Ⅱ経済産業省の持
続化給付金ホームページよ
りオンライン申請
▽問い合わせ先Ⅱ持続化給付
金事業コールセンター(☎
0120・115・570)
※5、6月(毎日)、7月から

持続化給付金

▽問い合わせ先Ⅱ商工課(☎
内線109・111)